

学生・教職員各位

学生が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応について

学生が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、大学は感染症法に基づき、保健所の指示に従って、迅速に感染拡大の防止措置（聞き取り調査や訪問調査、濃厚接触者の判断など、保健所の公衆衛生業務に係る協力や情報提供、施設の消毒等）を講じる必要があります。できるだけ速やかに、以下のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

(1) 新型コロナウイルス感染が確定している場合

①学生は所属事務所に以下の事項を連絡し、出席停止の手続をする（治癒するまで出席停止）。

※参考 保健センターホームページ 学校における感染症

<https://www.waseda.jp/inst/hsc/information/healthcare/infection>

居住地（市区町村）

受診日・確定診断日および医療機関

発症時期 経過・治療状況 渡航歴の有無 周囲の感染者についての情報

学内での活動（概ね発症前2週間程度の授業、サークル等への出席等）

②所属事務所は、保健センター保健管理室（以下、保健管理室）に該当学生の状況を「新型コロナウイルス関連報告書」を用いて報告する。

フォーマット：[YYnas01YS6_保健センター¥他箇所公開用¥新型コロナウイルス感染症](#)

※パスワードを設定し、Networkドライブ経由での報告を原則とする。

※送信用メールアドレス：covid_healthcareroom@list.waseda.jp

③保健管理室は、②の内容を保健所に確認する。

※原則として、保健所から保健管理室宛に連絡が届き、聞き取りや対応に関する指示等がある。

④保健管理室は、対策本部と情報を共有する。

※保健所の指示（訪問調査、教室等の消毒）についても同時に共有する。

⑤学生は、「治癒証明書」を医療機関に依頼し、所属事務所に提出する。

フォーマット：<https://www.waseda.jp/inst/hsc/information/healthcare/infection>

(2) 保健所から濃厚接触者と特定された場合

①学生は所属事務所に以下の事項を連絡し、出席停止の手続をする（保健所より指示された自宅待機期間）。

居住地（市区町村）

体調など現在の状況 周囲の感染者についての情報

保健所からの指示（自宅待機期間など）

学内での活動（授業、サークル等への出席等）

②所属事務所は、保健管理室に該当学生の状況を連絡する。

※連絡方法は、(1)-②を参照。

③保健管理室は、②の内容を保健所に確認する。

④保健管理室は、対策本部と情報を共有する。

⑤保健管理室は、登校に向けた判断について保健所に確認する。

(3) 新型コロナウイルスについての相談がある場合

保健管理室にて健康相談ができます。

保健センター保健管理室（平日 9 時～12 時 30 分、13 時 30 分～17 時）

直通電話：03-5286-9800 内線：71-5481～5

以 上